

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成20年 9月16日（諮問第94号）

答申日：平成21年 3月23日（答申第56号）

事件名：地価調査基準地の鑑定評価業務委託に係る文書の非公開決定処分（不存在）に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が地価調査基準地の鑑定評価業務委託に係る文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成20年7月11日付け建管－881により行った不存在による非公開決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 異議申立てにかかる処分は、地方自治法に違背し、かつ、経済性確保の観点から「公開しない理由」は恣意的である。
- (2) 契約、随意契約、監督及び検査に関する秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）の全文並びに地方自治法施行令（以下「施行令」という。）167条の2の別表第5及び県の規則で定めた額、さらに、本件随意契約の法規上の根拠とした施行令167条の2における適用文言、

個所を記載した文書の提出を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由等を次のように説明している。

1 公開請求を受けた行政文書及び公開請求に対する決定

異議申立人は、平成20年7月1日付けで、別紙「請求内容」欄に記載した文書につき、行政文書公開請求を行った。

実施機関は、平成20年7月11日付け建管-881により、別紙「実施機関の決定」欄に記載したとおり公開決定等を行った。

2 不存在による非公開決定の理由

(1) 予定価格調書

地価調査業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）は、施行令167条の2第1項2号の規定により単独随意契約としている。財務規則では、随意契約であっても予定価格を定めることとされているが、会計事務の取扱上、事務若しくは事業を委託する場合、その性質若しくは目的により見積書を徴しがたいときは、見積書の徴収を省略することができ、支出負担行為何に「予定価格は伺額と同額とする」旨を記載することで、予定価格調書の作成を省略することができることとされている。本件委託契約においても、これに則った処理を行っており、請求に係る文書は作成しておらず、不存在であるため、非公開とした。

(2) 経費積算内訳書（設計書）

地価調査業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る委託料の額は、鑑定評価を行う基準地数に単価を乗じた額に消費税相当額を加え

た額であり、別途積算内訳書を作成するまでもなく、支出負担行為何に当該数式を記載し、単価、基準地数及び単価の根拠となる文書を添付した上で決裁を受けており、請求に係る文書は作成しておらず、不存在であるため、非公開とした。

(3) 入札調書

本件委託契約は、単独随意契約としており、入札は行っておらず、請求に係る文書は不存在であるため、非公開とした。

なお、支出負担行為何には、委託名、委託期間、契約方法等を記載しなければならないことから、単独随意契約とする理由についても添付した上で、決裁を受けている。

(4) 監督職員又は調査職員及び検査職員氏名及び役職名

本件委託契約においては、監督職員、調査職員及び検査職員（以下「監督職員等」という。）は置いていないため、監督職員等の氏名及び役職名が記載された文書は存在しない。

監督職員等については、土木設計業務等委託契約書、設計業務等共通仕様書及び秋田県委託業務監督及び検査事務処理要領に規定されている。しかし、土木設計業務等委託契約書及び設計業務等共通仕様書は、県が発注する土木事業に係る設計業務等の委託契約の際に使用するものであり、本件業務委託は、財務規則 188 条別表第 7 に定める工種の種類には含まれないため、当該契約書及び仕様書は使用しない。

また、秋田県委託業務監督及び検査事務処理要領は、公共工事に係る調査、設計等の委託業務の適正な履行と品質の保持を図るための監督及び検査について定めたもので、本件業務委託は工事ではないため、同要領の適用は受けない。

なお、財務規則 202 条に監督職員についての規定はあるが、同条は工事の執行に係る規定であり、委託工事であれば、財務規則 186 条に

準用規定があるものの、本件業務委託は委託工事ではないため、同準用規定も適用されないほか、財務規則には、他に調査職員及び検査職員に関する規定はない。

さらに、本件委託契約について受託者と交わしている契約書（以下「契約書」という。）には、監督職員等に関する規定はない。

上記により、請求に係る文書は不存在であるため、非公開とした。

(5) 受託者が提出した主任技術者又は管理技術者名簿

当該名簿の提出については、土木設計業務等委託契約書に規定されている。しかし、本件業務委託は土木事業ではないため、同契約書は使用していない。

さらに、財務規則及び契約書には、係る名簿の提出に関する規定はない。

上記により、請求に係る文書は不存在であるため、非公開とした。

(6) 業務打合せ記録

秋田県委託業務・測量・地質共通仕様書様式集の中に「業務打合せ・協議記録簿」の様式はあるが、この委託業務とは、県の発注する土木工事に係る設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の調査業務を指すものであり、本件業務委託は該当しない。

さらに、財務規則及び契約書には、業務打合せ記録作成に関する規定はない。

上記により、請求に係る文書は不存在であるため、非公開とした。

(7) 工事出来高検査調書又は段階確認書

非公開決定通知書では、工事出来高検査調書の名称のまま不存在としたが、正しくは、工事出来形検査調書である。軽微な誤りであるため、特に指摘・訂正は行わなかった。

出来形検査については、「秋田県工事検査規程」が平成19年3月3

1日付けで廃止され、同年4月1日から施行された「秋田県工事検査要綱」3条1項3号で、工事完成前に当該工事の既成部分の出来高について行うものとされている。

出来形検査は、同要綱3条2項により、県営工事及び補助事業工事について行うこととされており、本件委託契約は工事ではない上、本件委託契約に係る委託料は、契約書9条により、成果物の引渡し完了後に支払うこととされており、部分払は行っておらず、契約書にも部分払に関する規定はない。

上記により、公開請求を受けた行政文書の名称の如何に関わらず、同検査調書は、本件業務委託にあつては、作成する必要のない調書である。

段階確認書についても、秋田県土木工事共通仕様書の様式であり、本件業務委託にあつては、作成する必要のない調書である。

上記により、請求に係る文書は不存在であるため、非公開とした。

(8) 検査調書（平成20年度分）

契約書8条2項では、成果物、完了報告書等を受理した日から10日以内に知事の指定した職員が検査しなければならないとされ、財務規則180条の4では、同規則180条の2に定める検査員が検査を完了したときは、検査調書を作成することとされている。

平成20年度の本件業務委託の契約期間は、平成20年4月18日から同年9月19日までであり、公開請求を受けた時点では業務は完了しておらず、平成20年度分の検査調書は不存在であるため、非公開とした。

3 異議申立書について

実施機関は、本件情報公開請求書を受理した際、対象文書を特定するため、異議申立人に電話で請求内容等の確認を行った。

その際、2(1)及び(2)について不存在の理由を説明し、支出負担行為何であれば公開できる旨説明したが、異議申立人から、支出負担行為何では請求した文書には当たらないと明言されたほか、入札調書が不存在であることへの疑問が述べられたため、単独随意契約であることとその根拠等について説明した。

また、公開決定の際には、秋田県情報公開条例10条5項に基づき、非公開文書についての不存在理由を各々説明した上、会計事務の手引きについて補足するとともに、施行令167条の2第1項2号の条文部分のコピーを添付するなど、不存在の理由を明確に認識しうるよう対処してきたところである。

にもかかわらず、異議申立人は決定を不服とし、その理由を「処分が、地方自治法に違背し、かつ、経済性確保の観点から「公開しない理由」は恣意的である」としている。しかし、非公開理由説明書に述べたとおり、公開請求を受けた文書の不存在理由は明確であって、同人の主張は異議申立ての根拠とはならない。

4 結論

以上のことから、平成20年7月11日付けで行った不存在による行政文書非公開決定は妥当であるとするに変わりはない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成20年 9月16日 諮問の受け付け
- (2) 同 年10月 8日 諮問庁から非公開理由説明書を収受
- (3) 同 年12月19日 諮問庁が意見陳述
- (4) 平成21年 3月 2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、地価調査事業に係る別紙記載の文書のうち、実施機関が不存在による非公開決定を行った文書である。

2 本件対象文書の不存在について

(1) 当審査会において、実施機関の説明を踏まえ本件対象文書の有無について検討したところ、次のような取扱いになっていることを確認した。

ア 予定価格調書

会計事務の取扱上、支出負担行為何に「予定価格は同額と同額とする」旨を記載することで、予定価格調書の作成を省略することができることとされており、本件委託契約においても、これに則った処理を行っている。

イ 経費積算内訳書（設計書）

本件業務委託に係る委託料の額は、基準地数に単価を乗じた額に消費税相当額を加えた額であり、別途積算内訳書を作成することはせず、支出負担行為何に当該数式を記載している。

ウ 入札調書

本件業務委託は単独随意契約であり、入札は行っていないため、入札調書は作成していない。

エ 「監督職員又は調査職員及び検査職員氏名及び役職名」、「受託者が提出した主任技術者又は管理技術者名簿」、「業務打合せ記録」及び「工事出来高検査調書又は段階確認書」

請求に係る文書は、県が発注する土木事業や公共工事に関して作成することとされている書類であり、本件業務委託はこれらの事業に該当しないことから、作成する必要はない。

オ 検査調書（平成20年度分）

公開請求を受けた時点は、まだ本件業務委託の契約期間内であり、業務完了後に行うこととされている検査は行っていないため、検査調書は存在しない。

(2) 以上のことから、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、本件対象文書につき、これを保有していないとして非公開とした決定については、妥当であると判断した。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において「契約、随意契約、監督及び検査に関する財務規則の全文並びに施行令167条の2の別表第5及び県の規則で定めた額、さらに、本件随意契約の法規上の根拠とした施行令167条の2における適用文言、個所を記載した文書の提出を求める」としているが、いずれも本件公開請求の対象に含まれていないものであり、異議申立の対象とはなり得ないものである。

第6 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
会長	小賀野 晶一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	小高 さほみ	秋田大学教育文化学部准教授
	佐藤 了子	聖霊女子短期大学講師
会長代理	柴田 一宏	弁護士
	三浦 清	弁護士

(別紙)

請求内容:地価調査事業に係る次の文書 (平成20年度及び17年度分)		実施機関の決定	
		年度	
1	基準地鑑定評価委託業務契約書 及び実施要領	20	全部公開
		17	全部公開
2	予定価格調書	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
3	経費積算内訳書 (設計書)	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
4	入札調書	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
5	監督職員または調査職員 及び検査職員氏名及び役職名	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
6	受託者が提出した主任技術者 または管理技術者名簿	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
7	業務打合せ記録	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
8	工事出来高検査調書 または段階確認書	20	非公開 (不存在)
		17	非公開 (不存在)
9	検査調書	20	非公開 (不存在)
		17	全部公開